

奈良県告示第二百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び三郷町環境政策課（生駒郡三郷町勢野西一丁目一番一号）において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一
奈良市七条西町二丁目八九七番五号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
奈良県西和医療センター
生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二イに掲げるちゅう房施設三基、ロに掲げる洗浄施設百四十基及びハに掲げる入浴施設三十八基
特定施設的能力	別表一のとおり
特定施設の使用開始予定年月日	許可後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

--	--

特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	の値								特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量（単位 m³）
		項目	水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／ℓ）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／ℓ）	浮遊物質（SS）（単位 mg／ℓ）	窒素含有量（単位 mg／ℓ）	りん含有量（単位 mg／ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg／ℓ）	
終日（二十四時間）	なし	通常	七・四	五二〇	二二四	五七・五	一九・〇	三・六五	一一・二	九四
		最大	七・六	八六〇	三三〇	一一〇	三四	七・一	一九	五四〇

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種別	別図三―一のとおり	処理施設の構造	鉄筋コンクリート製全地下式二重スラブ構造	処理施設的能力	五四〇 ³ m ³ /日	汚水等の処理方法	長時間曝気及び接触酸化式	処理施設の使用開始年月日	昭和五十四年一月三十一日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	終日（二十四時間）	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	の 後 値 理 の 大 び 最 及 前 理 処 の				
													項 目	通常	最大	通常	最大
化学的酸素要求量（	二二四	三三〇	一〇・五六	二二・〇	mg／ℓ）	五二〇	八六〇	二・一	七・五	水素イオン濃度（水素指数）	七・四	七・六	七・七八	八・六			

六 排水水の汚濁状態及び量

		項 目	通常の通過に於ける汚染処理施設の汚水等						
			COD（単位 mg／ ℓ）	浮遊物質 量（SS） （単位 mg／ ℓ）	窒素含有 量（単位 mg／ ℓ）	りん含有 量（単位 mg／ ℓ）	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量（ 単位 mg／ ℓ）	汚水等 の汚濁 の最大 の量（ 単位 m³）	汚水等の 処理施設 による処 理前及び 処理後の 汚水等の 一日当 たりの通 常の量及 び最大 の量（ 単位 m³）
生物化学的酸素要求 量（BOD）（単位	水素イオン濃度（水 素指数）	通常		五七・五	一九・〇	三・六五	一一・二	九四	九四
	七・七八			一一〇	三四	七・一	一九		
七・五	八・六	最大		七・七〇	一七・五九	二・九一	〇・五未満	九四	九四
				一一・〇	二九・〇	四・七	〇・五未満		

排出水の量（単位　m ³ /日）	排　出　水　の　汚　濁　状　態					
	mg／ℓ） ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位	mg／ℓ） りん含有量（単位	mg／ℓ） 窒素含有量（単位	（単位　mg／ℓ） 浮遊物質（SS）	／ℓ） COD（単位　mg	mg／ℓ） 化学的酸素要求量（
九四	○・五未満	二・九一	一七・五九	七・七〇		一〇・五六
五四〇	○・五未満	四・七	二九・〇	一一・〇		一二・〇

別表一及び別図三一―は省略し、その関係書類を奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課及び三郷町環境政策課に備え置いて縦覧に供する。